

鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県土の保全、水源の涵養等全ての県民が享受している森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性に鑑み、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、予算の定めるところによりみんなの森づくり県民税関係事業を行う者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和 63 年鹿児島県規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費、事業主体及びこれに対する補助率等は、次のとおりとする。

事業区分	事項	事業種目	補助金の交付の対象となる経費	事業主体	補助率等
もり 森林とのふ れあい推進 事業	もり 森林の体 験活動の 支援	標準型	森林を守り育てる意識を醸成するために必要な森林・林業の学習と併せて実施する森林の整備・保全等の体験活動に要する経費	森林・林業に関する学習・体験活動を併せて実施する法人・団体	別表 1 に定める補助対象経費の 50 万円までの部分については、10 分の 10 以内、50 万円を超える部分については、2 分の 1 以内。ただし、補助金の上限額を 100 万円とする。なお、企業等と連携した活動で、かつ、500 人以上の参加者がある活動については、補助金の上限額を 200 万円とする。
		短期型	同 上	森林・林業に関する学習・体験活動のいずれか若しくは両方を併せて実施する法人・団体	別表 1 に定める補助対象経費の 10 分の 10 以内。ただし、補助金の上限額を 10 万円とする。

木とふれあ う環境づく り推進事業	木造施設 等の整備	施設の整 備・製品 の設置	県産材を活用し たデザイン性等に 優れた施設の木造 化、内装木質化及 び木製品の設置に 要する経費	①学校法人 ②社団法人 ③財団法人 ④社会福祉法人 ⑤医療法人 ⑥自治会 ⑦NPO 法人等公 益性が高いと認 められる法人 ⑧森林組合等協 同組合 ⑨県産材の利用 に取り組む団体 ・法人（民間企 業）	別表 2 に定める補 助対象経費の 2 分 の 1 以内 ただし、施設の木 造化については、 補助対象経費の 2 分の 1 以内又は床 面積に 1 平方メー トル当たり 100,000 円を乗じた額のい ずれか低い額とす る。 なお、補助金は 1,000 円未満を切り 捨てた額とし、補 助金の上限額は 5,000,000 円（知事 が別に定める新た な建築資材を一定 量以上使用した場 合は、10,000,000 円）、下限額は 200,000 円とする。
	木製品の 開発及び 普及	木製品の 開発及び 普及 （一般枠）	県産材の需要拡 大につながる製品 等の商品化に向け た開発及び普及に 要する経費	①森林組合等協 同組合 ②林業者・木材 関連業者等で組 織する団体 ③県産材の利用 に取り組む団体 ・法人（民間企 業）	別表 3 に定める補 助対象経費の 2 分 の 1 以内とし、 1,000 円未満を切り 捨てた額とする。 ただし、補助金の 上限額は 2,000,000 円とする。
		木製品の 開発及び 普及 （学生デ ザイン活 用枠）	学生のデザイン を活かした県産材 の需要拡大につな がる製品等の商品 化に向けた開発及 び普及に要する経 費	建築系又はイン テリア系の学 科を有する学校	別表 3 に定める補 助対象経費の 10 分 の 10 以内とし、 1,000 円未満を切り 捨てた額とする。 ただし、補助金の 上限額は 1,000,000 円とする。

育ててつなぐ森林づくり推進事業	育ててつなぐ再造林推進	再造林等促進	水土保持機能の維持を図るべき人工林の伐採跡地で行う植栽等の復旧措置のうち別表7の工種に要する資材経費	①森林経営計画の認定を受けたり（当該計画に基づくものに限る。） ②森林所有者と森林経営委託契約等（5年間以上）を締結して実施する者 ③森林所有者（意欲ある森林所有者の再造林等の実施者を除く。） ④森林経営管理法第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者（当該実施権配分計画に基づくものに限る。）	知事が別に定める1ヘクタール当たり又はメートル当たりの補助金額に面積又は延長を乗じ100円未満を切り捨てた額以内
		保育阻害要因対策	水土保持機能の維持を図るべき人工林の伐採跡地で行う植栽後の保育のうち別表7の工種に要する経費	同 上	知事が別に定める1ヘクタール当たりの補助金額に面積を乗じ100円未満を切り捨てた額以内
		意欲ある森林所有者の再造林等	水土保持機能の維持を図るべき人工林の伐採跡地で行う植栽等の復旧措置及び植栽後の保育のうち別表7の工種に要する経費	森林所有者	知事が別に定める1ヘクタール当たり又はメートル当たりの補助金額に面積又は延長を乗じ100円未満を切り捨てた額以内
		推進体制の強化（会議等の開催・普及啓発活動）	再造林等の森林整備の推進体制の強化や普及啓発、低コスト施業の推進のための研修会等の開催経費	森林・林業活性化センター	定額（1地区当たり200,000円以内）ただし、別表4に定める補助対象経費とする。

	推進体制の強化 (一貫作業システム)	水土保持機能の維持を図るべき人工林で行う伐採事業者と植栽事業者が異なる場合における一貫作業を行うための両者の調整に要する経費	①森林経営計画の認定を受けた者(当該計画に基づくものに限る。) ②森林経営管理法第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者(当該実施権配分計画に基づくものに限る。)	定額(1連携当たり200,000円以内) ただし、別表4に定める補助対象経費とする。
育ててつなぐ間伐推進(まもり育てる森林づくり整備)	除伐・つる切り	スギ・ヒノキ人工林の公益的機能の維持を図るために必要な侵入雑竹木及びつる類の除去作業に要する経費	①登録林業経営体 ②森林整備公社 ③5戸以上の森林所有者との受託又は3ヘクタール以上の森林を受託して実施する者	知事が別に定める標準経費の10分の7以内
	侵入竹の除去	スギ・ヒノキ人工林の公益的機能の維持を図るために必要な侵入竹等の除去に要する経費	同 上	同 上
	機能増進間伐	スギ・ヒノキ人工林の公益的機能の維持を図るために必要な不用木等の除去作業に要する経費	①登録林業経営体 ②5戸以上の森林所有者との受託又は3ヘクタール以上の森林を受託して実施する者	同 上

	育ててつなぐ間伐推進(健全な森林づくり整備)	間伐	スギ・ヒノキ人工林の公益的機能の高度発揮を図るために必要な不用木等の除去作業及び良好な林内環境の保全を図るために必要な林内整理作業に要する経費	同 上	同 上
		作業路網整備	林内整理作業の支障となる伐採木の林外搬出に必要な林内路網の整備に要する経費	①登録林業経営体 ②5戸以上の森林所有者との受託又は3ヘクタール以上の森林を受託して実施する者 ③森林整備公社	知事が別に定める標準経費の10分の5以内
多様なニーズに応えるもり森林づくり推進事業	多様なニーズに応えるもり森林づくり	花粉の少ない森林造成支援	水土保持機能の維持を図るべき人工林の伐採跡地で行う植栽等の復旧措置のうち別表7の工種に要する資材経費	①森林経営計画の認定を受けた者(当該計画に基づくものに限る。) ②森林所有者と森林経営委託契約等(5年間以上)を締結して実施する者 ③森林所有者(意欲ある森林所有者の再造林等の実施者を除く。) ④森林経営管理法第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者(当該実施権配分計画に基づくものに限る。)	知事が別に定める1ヘクタール当たり又はメートル当たりの補助金額に面積又は延長を乗じ100円未満を切り捨てた額以内

		混交林誘導支援	水土保持機能等の著しい低下が懸念される管理不十分な森林で、針広混交林等へ誘導するために必要な不用木等の除去作業等に要する経費	①登録林業経営体 ②5戸以上の森林所有者との受託又は3ヘクタール以上の森林を受託して実施する者	知事が別に定める標準経費の10分の7以内
里山林等の維持・再生事業	里山林等の機能の維持・再生	森林病害虫等に対する防除対策	幹線道路沿線や里山林など公益上重要な森林等における、突発性森林病害虫に対する防除に要する経費 (ただし、松くい虫の駆除を目的としたマツへの薬剤の樹幹注入は、奄美地域に限る。)	①市町村 ②地域自治会等	別表5に定める補助対象経費の10分の7以内
		枯損木等の伐採・整理・除去	幹線道路沿線や里山林など公益上重要な森林等における、防災等の観点から森林環境の保全を図るための枯損木等の伐採・整理・除去に要する経費及び伐採後に更新が困難な森林における広葉樹または抵抗性マツの植栽や下刈に要する経費	①市町村 ②地域自治会等 ③県	同 上
	里山林等の協働活動による整備	協働活動	地域住民が協働して行う伐採、伐採木の活用、下草刈、つる切り、歩道補修、保安林制度研修会等に要する経費	集落等の地域の自治会	別表6に定める補助対象経費の10分の10以内。ただし、伐採以外の経費は補助金の上限額を20万円とし、伐採の経費は、知事が別に定める標準経費と事業の実行に要した経費のいずれか低い額とする。

		更新伐	森林環境を保全するため、地域活動とあわせて行うクヌギ等の高齢木の択伐、伐採木の整理等に要する経費又は市町村が当該経費について補助する場合における当該補助に要する経費	①集落等の地域自治会等 ②市町村（ただし、①が「地域活動」を行うものに限る。）	定額（知事が別に定める標準経費と事業の実行に要した経費のいずれか低い額。）
--	--	-----	--	--	---------------------------------------

- 2 前項の表に掲げる木とふれあう環境づくり推進事業、育ててつなぐ森林づくり推進事業、多様なニーズに応える森林づくり推進事業及び里山林等の維持・再生事業に係る事項、事業種目及び工種は、別表7のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2－1号様式）又は事業実績書（別記第2－2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3－1号様式）又は収支精算書（別記第3－2号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるとおりとし、その提出部数は1部とする。

- 4 育ててつなぐ再造林推進（再造林等促進、保育阻害要因対策、意欲ある森林所有者の再造林等）及び多様なニーズに応える森林づくり（花粉の少ない森林造成支援）に係る補助金の交付申請、請求及び受領については第三者に委任することができるものとし、その場合の申請には、委任状を添付するものとする。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、別記第1、第2又は第3のとおりとする。

（決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金額の増減
- (2) 事業費の30%を超える増
- (3) 事業量の20%を超える増減

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別記第2－1号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3－1号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第2－1号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3－1号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、当該事業実施年度の3月21日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（補助金等の交付手続の特例）

第10条 規則第24条の規定に基づき別表8に掲げる事業については、第5条及び前2条の規定にかかわらず、補助金等交付申請書を受理した場合は、補助金の交付の決定及び交付額の確定を同時に行うものとし、補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による補助金等交付申請書の提出期限は、当該事業実施年度の3月25日とする。

（補助金の交付）

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第11号様式によるものとする。

2 補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定額の2分の1を限度額として概算払をすることができる。ただし、別表8に掲げる事業については除く。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第12号様式によるものとする。

4 意欲ある森林所有者の再造林等において委任を受けた林業事業体については、「鹿児島県造林事業実施要領」及び「鹿児島県森林組合等造林補助金等事務取扱要領」に基づいた事務処理を行うものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は，令和 7 年 4 月 23 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱（令和 2 年 4 月 30 日付け環林第 49 号鹿児島県環境林務部長通知）は，廃止する。

ただし，この要綱の施行の日前に交付の決定がなされた補助金については，なお，従前の例による。